

データ・ケーキベカ株式会社

重要

このソフトウェア・プロダクトをご利用されるお客様は、利用される前に良くお読みください。

この文書は、お客様向け有償のソフトウェア・プロダクト(DCB-AB1)の利用許諾契約である。

お客様向けソフトウェア・プロダクト利用許諾契約書

法人または個人のお客様(以下「甲」とデータ・ケーキベカ株式会社(以下「乙」とは、乙が許諾権を有するソフトウェア・プロダクトと付随するサービス(以下「DcbProduct」)について、以下の条項に基づきお客様向けソフトウェア・プロダクト利用許諾契約書(以下「本契約」と、これに付属する付属許諾契約書(以下「付属契約」)が一体を成してDcbProductのライセンス許諾に関する条項を定めることに合意するものとします。

本契約は、乙のWebサイトにおいて、甲が本契約の付属契約に規定されたDcbProductを利用するために、本契約を読み、[承諾]をクリックし申込手続きをすると、本契約の内容を理解して、その条項に従うことに同意したものとみなされます。

第1条. ライセンスの許諾

1. 乙は、甲に対して、DcbProductを利用できる、譲渡不能かつ非独占的なライセンスを許諾します。甲は、適正に利用するための権利を取得した場合、付属契約に記載のDcbProductを、付属契約にて定められる環境(以下「環境」)において、付属契約に記載のライセンスの有効利用期間にわたり利用することができます。
2. 本ライセンスは、甲が乙に登録した1つのメールアドレスが利用できる1名のクライアントに許諾されます。甲はDcbProductの利用に際しては、インターネットに接続した状態で立ち上げ、最新バージョンをダウンロードして利用するものとし、それ以前のバージョンへのアクセスは出来なくなることに同意するものとします。
3. 甲はDcbProductに関し以下の事項を禁止されています：(1)第三者に使用させること、(2)賃貸、リース、譲渡、またはその他の方法で権利を移転すること、(3)本契約以外の目的でコピーすること、(4)変更、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル(この制約が法律で明示的に禁止されている範囲を除く)、(5)所有権および著作権表示およびラベルをモデファイまたは削除すること。以上のような禁止事項を行った場合は、本契約は直ちに終了します。
4. 甲は、著作権およびその他の知的所有権に関して適用される制約を含むDcbProductを利用することに適用されるすべての法律を遵守する場合に限って、DcbProductを利用することに同意するものとします。
5. 本契約が終了した場合、もしくはDcbProductへのアクセスが認められなくなった場合、甲は、当該DcbProductを回収、削除および破棄することに同意するものとします。

第2条. 権限

1. DcbProductの権限、所有権、権利、知的所有権は、出典のクレジットの表記または注記がある場合を除き、乙とその供給者のいずれかまたは両者が保持します。本ソフトウェア・プロダクトおよびDcbProductは日本の著作権法および国際著作権条約で保護されています。DcbProductを介してアクセスしたコンテンツの権限、所有権、知的所有権は、該当するコンテンツ所有者が保持し、適用される著作権またはその他の法律で保護されています。本契約は、このようなコンテンツに関する権限を付与するものではありません。
2. 乙は、本契約の条項、価格、コンテンツ、またはDcbProductの内容を変更することができます。乙が本契約又はDcbProductを変更する場合、甲はDcbProductを解約することができます。乙は甲に通知した上で、本契約およびすべてのDcbProductについていつでも終了することができます。ただし、甲は、既に支払い済みの期間については、当該DcbProductまたは按分した返金のいずれかを、乙の裁量によって受ける権利があります。乙にかかる情報を電子メールまたはWebサイトに変更情報を公開することによって通知するものとします。
3. 甲が、本契約の各条項に従わない場合には、本契約は自動的に解約されます。このような終了について、乙からの通知は必要ないものとします。本契約が解約した場合、甲の理由又は乙の理由にかかわらず、甲はDcbProductの利用をただちに中止する必要があります。何らかの料金の支払い義務が甲にある場合、その義務は本契約が終了しても消滅することはありません。

第3条. 書き込みに関する著作権

1. DcbProductを利用した乙の管理するサイトへの甲の書き込みについて、以下に關係する事項は、乙の判断で削除することがあります：個人や組織に対するプライバシーや尊厳・信頼を毀損する事項、罵詈雑言や読者を不快に陥れる厳しい表現、偏った政治や宗教や誤った内容を持った事項、犯罪推奨や第三者の著作物を無断借用等法令に抵触する事項、また乙と關係のない事項または乙と關係の無い甲の営業用の書き込み、もしくはまたは投稿

字数および記載記号の制限を無視した書き込み。

2. 上記の規定に関わらず、甲の書き込みの内容に関し、乙は一切免責されるものとします。

3. 書き込み投稿の再利用

1) 甲の書き込みは再編集の上、利用させて頂くことがあります。書き込まれた文章や投稿は、甲が下記の条件にて利用することを許諾したものとみなします。(著作権法第 63 条による利用許諾)。甲が乙に書き込みや投稿を再使用して欲しくない場合は書き込みや投稿を控えて下さい。

2) 乙による再利用の範囲は、会員サービス、啓蒙、教育、宣伝、PR、またはプロモーションのため、乙のサイトや Q & A コーナー、学会発表、講演会の資料、書籍の出版、各種の媒体への露出などを含むものとします。

3) 甲が自らの書き込みを再使用したい場合は、ご自分の書き込みと引用される DcbProduct の記事は、クレジットを入れて頂いた上で、ご自由に使って頂けます。それ以外の他人の書き込み部分については著作権法上の例外を除き、書き込んだ人の著作物ですので無断利用はできません。

第 4 条. 契約手続き、期間および使用料

1. 有償版の Web サイトからの申し込み手続

甲は乙の Web サイトで本契約を読んで確認し、「承認」をクリックを押して承認してご注文を頂きます。乙は、甲に受付け確認のメールをお送りし、また ID とライセンスキーおよびダウンロード用 URL と、請求書をお送りします。甲は、DcbProduct をダウンロードし、動作を確認してから、請求書記載の期日までに、乙が指定する銀行口座に料金をお振込頂きます。乙が甲のダウンロードを確認後、乙はライセンスを認証し、ライセンスの有効期間設定の通知を甲にお届けします。入金が所定の期日を過ぎても確認できない場合は、お申し込みは解除されます。料金およびライセンス有効期間は、付属契約書に示された条項とします。

2. 有償版の文書による申し込み手続

甲は、文書、PDF、FAX 等による見積依頼、発注が可能です。この場合も、甲は乙の Web サイトで本契約を読んで確認し、「承認」をクリックを押して承認し、見積や申込書をダウンロードして頂き、書類にてご注文を頂きます。乙は、甲に受付け確認のメールをお送りし、また ID とライセンスキーおよびダウンロード用 URL と、請求書をお送りします。甲は、DcbProduct をダウンロードし、動作を確認してから、請求書記載の期日までに、乙が指定する銀行口座に料金をお振込頂きます。乙が甲のダウンロードを確認後、乙はライセンスを認証し、ライセンスの有効期間設定の通知を甲にお届けします。入金が所定の期日を過ぎても確認できない場合は、お申し込みは解除されます。料金およびライセンス有効期間は、付属契約書に示された条項とします。

3. 会員サービスまたは無償版の申し込み手続

会員サービスまたは無償版の申込手続きは、乙のサイトから受け付け、甲は乙の Web サイトで本契約を読んで確認し、「承認」をクリックを押して承認して申し込みをして頂きます。乙は、甲に受付け確認のメールをお送りし、会員サービスのお申込の方には、ID をお送りします。無償版のお申込の方には ID とライセンスキーおよびダウンロード用 URL をお送りしますが、DcbProduct については、ライセンス料は不要です。ただし、無償版の DcbProduct を利用してデータを処理しドキュメントを作成した場合は、どこかに、“Powered by DCB Analysis”、または“Powered by 連環データ分析”と表示するものとします。

4. 契約期間およびライセンスの有効期間

1) 本契約は、乙の Web から申し込む場合は、Web 上で本契約を読み、[承諾] をクリックし申込手続きをすると開始され、本契約が終了するかライセンスの有効期間が終了すると同時に終了します。

2) 甲が本契約の各条項に違反した場合または本契約に基づき支払うべき代金を支払わない場合、乙は契約を終了し、ライセンスの利用期間を終了することができ、この停止に起因する損害は一切責任を負わないものとします。

3) 本条の規定に関わらず、本契約第 1 条 3. 項、5. 項、第 2 条、第 3 条、第 4 条 3. 項、第 6 条、第 7 条、第 9 条は、契約の終了後も継続するものとします。

4) 有償版のライセンスの有効期間

乙は、有償版のライセンスについて甲のダウンロードを確認後ライセンス認証し、ライセンスの有効期間設定の通知を甲にお届けします。ライセンス有効期間は、ダウンロードの時点をもって計算を開始し、本契約が継続しかつ付属契約に記載されたライセンスの有効期間が経過した時点までの期間とします。

5) 会員サービスまたは無償版のライセンスの有効期間は、本契約が開始された時から始まり、本契約が継続しかつ付属契約に記載されたライセンスの有効期間が継続するまでとします。乙は乙の都合で、事前の情報提供が無くまたライセンスの有効期間に満たなくても打ち切る場合があります。打ち切りを含め本契約を変更する場合には、書面による通知を行うことがあります。書面による通知には、第 6 条の通信機能を使用する場合も含まれません。

5. 更新手続き

通常契約更新の約2ヶ月より、乙より「契約更新のご案内」を出すことがあります。記載内容をご確認頂き、更新分の使用料をお支払い頂きますと、継続してご利用が可能となります。この更新手続きは、甲がライセンス使用料を乙に支払い、乙がこれを確認して受領し、新しいライセンスキーをお届けして完了します。

6. ライセンス料

ライセンスの料金は、付属契約に定めるものとします。

第5条. 保証と責任

1. 責任の制限

1) 乙および乙のライセンサーは、明示的または黙示的を問わず、商業性や特定の目的への適合性または取引上もしくはその過程における慣行や使用の結果生じる保証を含むその他の一切の保証を行わないものとします。

2) いかなる状況およびいかなる法理論の下でも、それが違法な契約などによるものであっても、乙および乙の供給者、または乙の販売者は、ライセンスを受けている者またはその他の者に対し、いかなる性質の間接的、個別的、付随的、または結果的に生じた損害（営業権の逸失、業務の中断、またはコンピュータの動作停止や異常動作による損害、およびその他のあらゆる商業的な損失または損害を含むが、それに制限されない）に対しても責任を負いません。この責任の制限は、乙があらかじめそのような損害の可能性を知らされていた場合も、またいかなる者によるどのような要求に対しても同様です。

3) 甲が、本契約またはソフトウェア・プロダクツの使用に関して何らかの請求を行った場合、甲が受領できる金額は、如何なる場合であれ、問題となったソフトウェア・プロダクツについて甲が当該ライセンス期間中に支払ったライセンス使用料を上回らないものとします。

2. 有料版についての限定保証

1) 乙は、甲が DcbProduct の利用のためのライセンスキーを発行した日から 60 日間に限り、通常の通信ネットワークおよびインターネットやサーバに関する機能が正常に働いている場合に限り、操作説明書や付属契約書に記載された環境下において、操作説明書に記載された機能が実質的に実行されることを保証します。ただし 乙は、甲が中断なく DcbProduct を使用できること、および DcbProduct の動作にエラーがなく安定して機能することを保証するものではありません。また、甲が適切に通信環境およびパソコン環境を設定した場合で不具合が生じた場合、その状況につき合理的な範囲で、最大の努力をもって乙に説明することを前提とします。甲は自己の入力データおよび出力データの正確性の検証を実行する責任を負うものとします。

2) 乙およびその供給者は、適用される法律が許容する最大限まで、明示、黙示を問わず、DcbProduct の商品性と特定の目的への適合性の黙示的保証を含む、本条 2. 1) 項以外のすべての保証を放棄します。保証期間中に甲により DcbProduct に変更が加えられた場合、甲により不適切な状態で使用した場合、または甲が本契約の条項に違反した場合は、この保証はただちに効力を失います。DcbProduct が、操作説明書に記載されているとおりの使用目的で設計されているソフトウェア・プロダクツを含むハードウェアおよびソフトウェア・プロダクツの変更されたバージョンとともに使用される場合、本条の限定保証は適用されません。

3) 乙が設定している通常のエクセルの機能に新たな機能のルーチンを追加した場合、もしくはエクセルのバージョン変更に伴って発生する不具合の場合は、本条の限定保証は免除されます。

4) 本条の限定保証の内容を満たせなかった場合の乙の責任は、(i) マニュアルに記載されている DcbProduct の機能と実質的に同じ機能を、マニュアルに記載されている方法とは異なる手段で実現する方法を甲に知らせること、または (ii) 上記の補償が実行できない場合、本来センスを停止し、甲が DcbProduct のライセンスに対して支払った本契約の期間分の金額を返金すること、以上のうち乙が任意に選択したものに限られます。乙が本保証を履行する義務を負うのは DcbProduct が持つ問題を、有効な保証期間内に甲が 乙に知らせ、DcbProduct を購入した日付の証明となるものを乙に示し、かつその現象の再現性を確認するためのデータと利用ソフトウェア・プロダクツに関する情報提供に、ご協力頂いた場合に限らせて頂きます。

3. 会員サービスまたは無償版の機能および保証

1) 甲が利用できる無償版の DcbProduct には、乙が今後配布予定の製品の市販リリース版と多少異なる機能が含まれる場合があります。乙は DcbProduct の市販リリース版を配布する予定である一方、DcbProduct の市販リリース版を発売しない権利を常に有します。また、これを発売する場合は、機能、仕様、性能、機能性、ライセンス条項、発売日、一般的な購入可能性、または市販リリース版のその他の特性を変更する権利を有します。甲は、無償版は製品としての使用には不適切であり、エラーによって正常に動作しない可能性があることに同意するものとします。甲は、ライセンスの有効期限が切れた後で DcbProduct を停止する機能を、回避または無効にするためのいかなる行為も行わないことに同意するものとします。

2) 保証の放棄および責任の制限

会員サービスまたは無償版の DcbProduct は、いかなる保証もなく、現状のまま提供されます。乙は、適用される法律で許可される最大限まで、いかなる商品性、特定の目的への適応、非侵害の暗示的な保証を含むすべての保証を放棄します。DcbProduct の使用または作動から生じるすべての危険は甲が負担するものとします。

第 6 条 自動通信機能

- 1) DcbProduct には、通常使用する機能の一部として、インターネットを介したさまざまな通信を実行するための対話式のインターネット アプリケーションが含まれています。通信機能の多くは自動で、デフォルトで有効になっています。
- 2) DcbProduct を使用することによって、DcbProduct の通信機能を承諾したものとみなされます。DcbProduct にログインすると、ユーザ ID を含むユーザ情報が通信機能によって 乙のサーバーに送信されます。この情報によって、乙は、甲の通常のアカунト、DcbProduct、およびその他のパーソナライズ DcbProduct にアクセスすることができるものとします。
- 3) 乙は、ユーザ ID に一致する個人識別情報を検索し、甲が権利を有する DcbProduct の機能と、関連する情報を提供します。甲は、DcbProduct の使用によって発生する電話またはその他の通信料金を支払う責任を負います。
- 4) 新しいコンテンツおよび DcbProduct が利用可能になったことをお知らせするために、乙から甲に、最新のコンテンツと同コンテンツへのアクセス方法を説明する電子メールが送信されることがあります。甲は DcbProduct の利用者として、乙 がこのような電子メールを、甲が提供したメール アドレスに送付することに同意するものとします。この電子メールは DcbProduct およびそのサービスを受けるために必要なもので、乙からその他の電子メールを受け取らない設定を行った場合でもこの電子メールは送信されます。この電子メールを受信したくない場合、甲は、本契約書の解約をいつでも行うことができます。
- 5) 甲は、乙がメールで、甲に対し期限切れに関するリマインド等の各種の情報提供を行うことを同意して頂くものとします。

第 7 条. 個人情報

- 1) DcbProduct による個人情報の使用は、乙のプライバシー ポリシー (<http://www.dcb.co.jp/privacy.html>) によって管理されています。乙は、お客様から DcbProduct に関連して提供された個人情報は厳重に管理し、連環データ分析ユーザサポートの基礎資料としての使用の他、データ・キーキベカと“連環データ分析研究会”、“連環ソリューションワークショップ”、“Dual ComBine Analysis W/S”等が行う研究や普及活動で使う場合がありますが、その場合でも、匿名として扱い総合的な統計として利用します。
- 2) 甲は、ユーザ ID およびライセンスキー(アカウント)の機密を保持する責任を負うものとします。甲のアカウントで発生する活動については、すべて甲の責任であり、アカウントの不正使用があった場合はただちに 乙 に通知することに同意するものとします。乙 は、ユーザ ID およびライセンスキーの不正使用によって発生する損害に対していかなる責任も負いません。

第 8 条. テクニカル・サポート

1. 乙は、DcbProduct のインストールまたは使用に関する問題を解決するために、書面、ファックスまたは電子メールを利用して、合理的な範囲で技術サポートを提供します。甲は乙の技術サポートによっても、DcbProduct に含まれる問題またはエラーの全てが解決できないことがあることを承知するものとします。技術サポートに当たっては、乙は、適宜新規リリース版、アップデート版を甲に送り、甲はこれを合理的な範囲で原則として支援するものとします。また、甲は、現象の確認のために、DcbProduct のバージョン情報やデータを準備するなど乙に対し積極的な支援をするものとします。甲が現象の再現性の確認等の支援をしないことを選択した場合、技術サポートは縮小されることがあります。なお、技術サポートは、日本国内でのみ提供されます。
2. 乙は、無償版に関する、インストールまたは使用に関するお問い合わせに対する対応や支援サービスの義務を負いません。

第 9 条 調停と管轄区域

本契約に関し疑義が生じた場合、甲と乙は、お互いに協力してこれを解決する最善の努力を払うことに同意する。解決に至らない場合、東京地方裁判所を第 1 審の専属的直轄裁判所とし、当裁判所に本契約に関する疑義の解決を委ねるものとする。

DCB-S1108-017-1(4)

付属許諾契約書

1. 使用環境

1) 当該ライセンスはライセンスキーによって規定されるユーザに対し提供されます。ライセンスキーは、ご利用される1人のユーザが使用するメールアドレスとし、そのユーザー一人に対して使用が許可されます。

2) **Java Runtime Environment 6(JRE 6)** 以上のバージョンがインストールされていることが必要です。**Java 3D** が **DecbProduct** 立上げ時にダウンロードされます。その他の推奨使用環境は、操作説明書を参照して下さい。

2. ソフトウェア・プロダクツの規定

1) 当該ライセンスが適用されるソフトウェア・プロダクツDecbProductは、商品名：「連環データ分析ベシック」、代表型番：「DCB-AB1」とします。

2) DecbProduct には、乙が必要と判断したソフトウェアプロダクツのアップグレード、サポート、最新バージョンに記載されているコンテンツへのアクセス、および会員サービスが含まれます。この手段としては、第6条に説明する自動通信機能を使用する場合があります。

3. ライセンス有効期間および料金

本件のライセンスの有効期間、およびライセンス料は、消費税込みで12ヶ月間につき126,000円（本体価格12万円/年）とします。

4. 技術対応

担当：データ・ケーキベーカ株式会社、担当部署：プロモーション・オペレーション Gp.

メールアドレス：dcb.a.support@dcb.co.jp、 FAX：042-357-6871

受け付け時間：祝祭日、土、日を除く午前9：00～午後5：30まで

以上

2011年9月15日改定